

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成28年3月31日(2016.3.31)

【公表番号】特表2015-508912(P2015-508912A)

【公表日】平成27年3月23日(2015.3.23)

【年通号数】公開・登録公報2015-019

【出願番号】特願2014-559917(P2014-559917)

【国際特許分類】

G 0 2 C 5/16 (2006.01)

G 0 2 C 5/20 (2006.01)

【F I】

G 0 2 C 5/16

G 0 2 C 5/20

【手続補正書】

【提出日】平成28年2月5日(2016.2.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

アイウェア物品であって、

中央サジタル平面と平行な方向に最大高さ(H)を有する可撓性部を有し、前記アイウェア物品の前部から後方に伸びるテンプル部であって、前記中央サジタル平面が前記アイウェア物品を仮想的な左半体及び右半体に分割する、テンプル部を含み、

前記可撓性部が、長手方向に配置された第1のリブ及び第2のリブを含み、前記テンプル部が撓んでいない状態にあるときに、前記第1のリブが前記第2のリブに対して斜めに配置され、 $H > 20\text{ mm}$ である、アイウェア物品。

【請求項2】

前記可撓性部が、長手方向に配置された第3のリブ及び第4のリブを更に含み、前記テンプル部が撓んでいない状態にあるときに、前記第3のリブが前記第4のリブに対して斜めに配置される、請求項1に記載のアイウェア物品。

【請求項3】

前記テンプル部が撓んでいない状態にあるときに、前記可撓性部が曲率半径(R) $< 80\text{ mm}$ を有する、請求項1に記載のアイウェア物品。

【請求項4】

前記テンプル部が接触部を更に含み、 130 mm の幅を有する人間の頭部での使用のために前記アイウェア物品が配置されるときに、前記接触部に第1の力(F1)がかかり、 180 mm の幅を有する人間の頭部での使用のために前記アイウェア物品が配置されるときに、前記接触部に第2の力(F2)がかかり、 $(F2 - F1) < 50\text{ g}$ である、請求項1に記載のアイウェア物品。